

令和2年度

中山間地域等直接支払交付金の取組について

北 竜 町

## 「中山間地域等直接支払制度」

### ■ 制度の基本的考え方

農業・農村は、単に食料を供給するだけでなく、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観の形成等の多面的機能を発揮しています。しかし過疎化・高齢化が急速に進行する中で、傾斜地が多いなど農業生産条件が不利な地域があることから、農地の管理が行き届かず、耕作放棄地の増加等による多面的機能の低下が懸念されています。

このような状況を踏まえ、平成12年度からスタートした「中山間地域等直接支払制度」は、令和元年度で20年間が終了し、再度農業生産の維持を通じ、多面的機能を確保する観点からも令和2年度から5年間継続して行われるものです。

### ■ 制度の変遷

平成12年度から平成16年度までに行われた第1期対策においては、活発な取組を行っている集落がある一方、制度開始前の取組に比べて変化の見られない集落があるなど集落間の取組にばらつきが見受けられたことから、平成17年度からの第2期対策においては、将来に向けた取組の充実により安定的な農業生産活動の継続を促す仕組みへと改善されました。その結果、担手の育成等、より前向きな体制整備を促す仕組みに見直し、農地の保全や多面的機能の確保に高い効果を発揮することができました。しかしながら中山間地域では平場に比べ高齢化の進行が著しく、このままでは、将来において農業生産活動が困難と考える高齢農家の多くが協定から離脱していくことが懸念されるため、平成22年度からの対策においては、高齢化の進行にも十分配慮した、より取り組みやすい制度へと改善されました。平成27年度からの対策においては、これまでの制度の枠組みを維持しつつ、法律に基づいた安定的な措置として実施されております。

### ■ 対象農地

農業振興地域の農用地区域内にある一団の農用地（1ha以上の団地または営農上の一体性を有する複数の団地の合計面積が1ha以上の農用地等）で、次の条件に該当する農用地となります。

区 分	傾 斜 度		備 考
	田	畑（樹園地含む）・採草放牧地	
急傾斜農用地	1/20以上	15度以上	
緩傾斜農用地	1/100以上	8度以上	

### ■ 交付金額

地目	交付金額(10アール当たり)	
	急 傾 斜	緩 傾 斜
田	21,000円	8,000円
畑	11,500円	3,500円
草地	10,500円	3,000円
採草放牧地	1,000円	300円

### ■ 対象者

集落協定に基づいて5年間以上継続して農業生産活動を行う農業者等です。

## ■ 集落協定

協定を結ぶ集落においては、対象農地の範囲、構成員の役割分担、農業生産活動等として取り組む事項、集落マスタープラン、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項、交付金の使用方法等を記入した協定書を作成し、町の認定を受ける必要があります。

集落では協定に基づき、次の農業生産活動等に取り組む必要があります。

### ○ 8割単価の取り組み

#### ・ 必須事項

耕作放棄の防止等の活動等・水路農道等の管理活動

#### ・ 選択的必須事項

多面的機能を増進する活動(周辺林地の管理、景観作物作付等の中から一つ以上)

### ○ 標準単価の取り組み(上記8割単価の取り組みに加え以下の取り組みが必要)

#### ・ 必須事項

農用地等保全マップの作成・実践

#### ・ 選択的必須事項

生産性・収益の向上、担い手育成、多面的機能の発揮の活動の中から2つ以上、若しくは、集落を基礎とした営農組織の育成、担い手集積化の活動の中から1つ以上

## ■ 期間

令和2年度から令和6年度までの5カ年間

## ■ 交付金の返還

協定内農用地において耕作放棄等の協定違反があった場合は、協定年度にさかのぼって協定農業者等全員において全額返還となります。(平成27年度からは、一部遡及返還規程の変更がされております。)

## ■ 実施状況の公表

本制度は、傾斜度などの一定の基準を満たす農用地を耕作する農業者等を対象に交付金を交付するという我が国農政史上例のない手法であることなどから、透明性を確保して国民の理解の下に実施するなどの観点から、毎年度その実施状況を公表することとしています。

### ※令和2年度の集落協定締結状況

- ・ 集落数 1集落
- ・ 交付金総額 113,519,489円
- ・ 対象面積 13,284,153㎡
- ・ 協定参加者数 140名

### 【問合先】

北竜町役場産業課農業振興係

TEL34-2111(内線243)